(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡片品村（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び片品村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　島根県浜田市弥栄町三里ハ一六七の五・ハ一六七の九・ハ一六七の一〇・ハ一七〇の二・ハ一七一の二・ハ二五四の六・ハ二五四の一七・ハ二五五の三・ハ二五七の一〇・弥栄町程原九七〇の二・金城町小国イ八一八の六・イ八二三の四・金城町上来原八四五の七・八四九の二・八五〇の五・八五一の三から八五一の五まで・金城町久佐イ一二一八の七（以上十九筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

川根本町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百二十号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十三年十一月四日

経済産業大臣　枝野　幸男

1　登録認証機関の名称　一般財団法人日本文化用品安全試験所

2　登録更新年月日　平成二十三年二月二十七日

3　登録認証機関の所在地　東京都墨田区東駒形四丁目22番4号

4　登録の区分　R（窯業）、S（日用品）、T（医療安全用具）

5　認証を行う事務所の名称及び所在地

一　一般財団法人日本文化用品安全試験所　東京事業所

東京都墨田区東駒形四丁目22番4号

二　一般財団法人日本文化用品安全試験所　大阪事業所

大阪府東大阪市水走三丁目6番14号

○国土交通省告示第千百号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月四日

国土交通大臣　前田　武志

一　市街地再開発事業の種類及び名称

東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業

二　事業施行期間

事業計画の認可の公告の日から平成二十七年度末まで

三　施行地区

東京都中央区晴海三丁目の一部

四　施行者の名称

独立行政法人都市再生機構

五　事務所の所在地

東京都中央区晴海一丁目8番12号

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日

平成十八年一月二十四日

七　事業計画の変更認可の年月日

平成二十三年十一月四日

○国土交通省告示第千百一号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十三年十一月四日から同年十一月九日までの毎日午前八時から午後五時までの間に限る。）。

平成二十三年十一月四日

国土交通大臣　前田　武志

大阪府二色南町南側岸壁突端から百三十度三百メートルの地点まで引いた線、同地点から三十九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

○国土交通省告示第千百二号

印西都市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月四日

国土交通大臣　前田　武志

工区番号

210―183―1、210―183―2、210―183―3、210―183―4、210―183―5、210―183―6、210―183―7、210―183―8、210―183―9、210―183―10、210―183―11、210―183―12、210―183―13、210―183―14、210―183―15、210―184―1、210―184―3、210―184―7、210―184―19、210―184―20、210―184―21